

ななかまど読書プラン

第2次旭川市子ども読書活動推進計画



平成22年3月

旭川市教育委員会

ななかまど読書プラン

旭川市民の木「ななかまど」の名前の由来をご存じですか？

ななかまどの木はたいへん燃えにくいことで有名で、7回竈(かまど)に入れて燃やしても燃え尽きないことから、その名が付いたそうです。

私たちは、旭川の子どもたちみんなが読書に親しむ中で、ななかまどの木のように何年たっても心に残るような一冊との出会いを願って、この『第2次旭川市こども読書活動推進計画』を『ななかまど読書プラン』と名付けることにしました。

子どもの時に読んだたくさんの本の思い出は、その子が大人になっても心のどこかで温められ、人生のなかでいつかきっと「ななかまど」のようにたくさん美しい実をつけることでしょう。

第2次旭川市子ども読書活動推進計画

目 次

ページ

第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	基本理念	2
3	基本的方針	3
	(1) 読書活動の環境整備・充実	3
	(2) 読書に親しむための機会の提供	3
	(3) 人材の育成と関係職員の資質の向上	3
	(4) 啓発活動と推進体制の整備	3
4	関係機関・関連団体との連携・協力	4
5	計画の効果的な推進に向けて	4
	(1) 啓発・広報事業の展開	4
	(2) 読書活動推進体制の整備	5
	(3) 財政上の措置	5
6	計画の期間	5
7	本計画の位置付け—旭川市子ども読書活動推進計画構想図	6

第2章 子ども読書活動推進のための具体的取組

1	図書館における読書活動の取組	7
	(1) 第1次計画の成果	7
	(2) 課題	10
	(3) 第2次計画の取組	11
	ア 読書活動の環境整備・充実	
	イ 読書に親しむための機会の提供	
	ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上	
	エ 啓発活動と推進体制の整備	
2	家庭・地域における読書活動の取組	16
	(1) 第1次計画の成果	16
	(2) 課題	17
	(3) 第2次計画の取組	18
	ア 読書活動の環境整備・充実	
	イ 読書に親しむための機会の提供	
	ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上	
	エ 啓発活動と推進体制の整備	

3	幼稚園・保育所等における読書活動の取組	19
	(1) 第1次計画の成果	19
	(2) 課題	20
	(3) 第2次計画の取組	21
	ア 読書活動の環境整備・充実	
	イ 読書に親しむための機会の提供	
	ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上	
	エ 啓発活動と推進体制の整備	
4	学校における読書活動の取組	23
	(1) 第1次計画の成果	23
	(2) 課題	24
	(3) 第2次計画の取組	25
	ア 読書活動の環境整備・充実	
	イ 読書に親しむための機会の提供	
	ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上	
	エ 啓発活動と推進体制の整備	
	子ども読書活動推進計画・取組一覧	28
	参考資料 子どもの読書活動の推進に関する法律	30

第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方



第1章 子ども読書活動推進のための基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

平成13年12月に、「子どもの読書活動の推進に関する法律」¹⁾が施行され、国と地方公共団体は子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定・実施することが定められました。そして平成14年8月に国はこの法律に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、また道も平成15年11月に「北海道子どもの読書活動推進計画」²⁾を策定しました。

旭川市でも、この法律等に基づき、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるように、またすべての子どもが本との幸福な出会いを体験し、健やかに成長し、人生をより豊かなものにする環境や条件を整えることを目的に「旭川市子ども読書活動推進計画」(以下「第1次計画」という。)を策定し、平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間として様々な活動に取り組んできました。

その後国では、平成20年3月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」の変更を国会に報告し、同年6月には平成22年を「国民読書年」³⁾と決めました。道も新たな「北海道子どもの読書活動推進計画 次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」を策定し、平成20年度から概ね5年計画でプランを進めています。

こうした中、本市も第1次計画策定に当たっての計画の目標を継続し、これまでの5年間の取組の成果と課題を踏まえて、さらに子どもの読書活動を推進するために「第2次旭川市子ども読書活動推進計画」(以下「第2次計画」という。)を策定することとしました。第2次計画では、第1次計画の3つの目標に加え、子どもが本に出会うきっかけとなり、さらに読書に親しむ手助けができる「人材の育成と関係職員の資質の向上」を基本の方針に掲げ、新たに数値目標を設定して、さらなる子どもの読書活動推進に取り組んでいきます。

1) 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方自治体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とした法律。

2) 北海道子どもの読書活動推進計画

北海道のすべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にその環境の整備を進めることを基本理念として、施策の総合的かつ計画的な推進のため策定された計画(平成15年11月策定、平成19年度で終了)。この計画に引き続き、平成20年度から概ね5年間を計画期間とする「次代を担う子どもの心をはぐくむ北の読書プラン」が策定され、環境づくりが進められている。

3) 国民読書年

国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などをめざし、「文字・活字文化振興法」の制定から5年目の平成22年を「国民読書年」と定め、具体的な施策を政官民協力のもとに展開することとした。

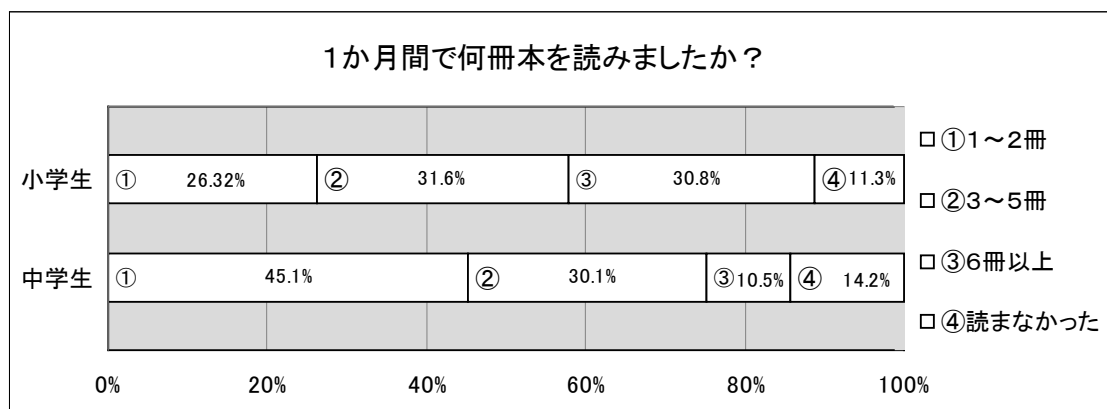
2 基本理念

すべての子どもが、いつでもどこでも自分から読書に親しめる環境をつくれます。

子どもたちの健やかな成長は、私たち大人の願いです。ですから、大きな夢・希望をもって子ども時代を過ごせるように、いろいろな配慮をしていく必要があります。

今日、テレビ、ビデオ・DVD、インターネット、携帯電話などの様々な情報メディア・情報媒体の発達・普及により、多様でしかも大量の刺激的な情報が、簡単・瞬時に入手できるようになっています。こうした情報化によって利便性が向上した反面、子どもたちのテレビやインターネットの見過ぎ、ゲームのし過ぎなどに伴う文字・活字離れが心配されているところです。

旭川市においては、「小・中学生を対象とした読書アンケート調査」¹⁾（抽出調査・平成21年5月実施）の結果、1か月間に1冊も本を読まなかった小学生は11.3%（全国平均5.0%）²⁾と全国平均を上回っており、中学生では14.2%（全国平均14.7%）となっています。



「小・中学生を対象とした読書アンケート調査」より

また、少子高齢化、核家族化の進展に伴う生活スタイルや価値観の多様化により、子どもと大人のかかわり方も大きく変わり、児童虐待、いじめ、犯罪の低年齢化なども深刻な社会問題となっており、子どもたちの成長に大きな影響を及ぼすようになっています。

1) 「小・中学生を対象とした読書アンケート調査」

旭川市内の小・中学生を対象に、読書についてのアンケートを平成21年5月に抽出調査で実施。地区ごとに学校図書館補助員の配置校と非配置校とで比較調査。小学校4～6年生（10校913名に配布，回収率94%）中学校1～3年生（8校901名に配布，回収率83%）

2) 『読書世論調査 2009年版』（毎日新聞東京本社広報局 2009）より

こうした状況の中で、子どもたちの生活全体を見直し、ゆとりの中で豊かな生活体験や社会体験、自然とのふれあいなど様々な活動を経験させることが求められており、学び考える力を身につけ、豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、子ども自身の興味・関心を尊重しながら、様々な援助、働きかけをしていくことが重要な課題となっています。

とりわけ、読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにしてゆく上で大切な営みであり、子どもたち一人ひとりが充実した人生をおくるために欠くことのできないものです。書籍や新聞、図鑑などの資料を読み深めることを通じて、たくさんの知識を得、多様な文化を理解し、学ぶ楽しさや知る喜びを体得し、さらなる知的探求心や真理を求める態度も培われていきます。

私たちはすべての子どもが読書に親しみ、読書習慣を身に付け、読書に喜びを感じることができるよう、心豊かに人生を送ることができるように、「いつでも、どこでも読書ができる環境」を整え、子どもの主体的な読書活動を支えるための条件を積極的に整備することを目標に、これまでの計画を引き継ぎ、さらに具体的な取組を推進していきます。

3 基本の方針

(1)読書活動の環境整備・充実

すべての子どもたちがあらゆる機会、あらゆる場所において読書活動ができるように、本を読む喜びを味わえる環境の整備を進めます。

(2)読書に親しむための機会の提供

子どもたちが積極的に読書活動を行う意欲を高め、生涯にわたって自ら進んで読書を行う習慣を身に付けることができるよう、成長段階において読書に親しむ機会の提供を進めます。

(3)人材の育成と関係職員の資質の向上

子どもたちが本に出会うきっかけとなり、さらに読書に親しむ手助けのできる人材を育成するとともに、関係職員の資質を向上させるため積極的に学習できる環境を整備します。

(4)啓発活動と推進体制の整備

子どもたち自身が本の面白さを発見し、魅力ある本に出会うことができるように啓発活動を進めるとともに、子どもの読書活動に取り組むあらゆる組織・団体が果たすべき役割、体制を整えます。

4 関係機関・関連団体との連携・協力

子どもが読書に親しめる環境づくりを進めていくためには、図書館、家庭・地域、幼稚園・保育所等、学校のそれぞれの部門が、個々に子どもに対する取組を行っていくのみならず、これらの関係機関・関連団体の連携・協力が欠かせません。関係機関・関連団体が相互に情報を交換し合い、計画の推進状況についての認識を共有し、人的交流を深めつつ支援し合うことにより、本計画を進める体制が活性化し、より充実したものとなるよう努めます。

また、市民との協働という点からは、子どもと本をつなぐ役割を担うボランティアの協力を得ることにより事業を積極的に推進するとともに、子どもの読書活動にかかわる大人や計画の中心である子ども自身の意見や意識を正確に把握する機会を設け、よりよい方策への参考とします。

すべての機関が手をつなぎ、子どもの心の健やかな成長を願い、この先の豊かな人生を応援するために、一つの目標に向けて連携・協力していきます。

5 計画の効果的な推進に向けて

(1)啓発・広報事業の展開

ア いろいろな場所・機会を通じて、子どもたち自身が本の面白さを発見し、魅力ある本に出会うことができるように啓発活動を進めます。

イ 保護者に対して、子どもの読書活動の意義や役割を理解してもらうとともに、保護者本人にも読書の楽しさを伝えるように啓発活動・広報事業を進めます。

ウ 子どもの読書活動に関するいろいろな情報を、様々な方法や手段を工夫して提供し、子どもたちが豊かな心をはぐくむことができるよう広報事業を行います。

エ 「旭川市生涯学習情報提供システム」¹⁾を活用するなど、情報提供のシステム化を進めます。



1) 旭川市生涯学習情報提供システム

市内の各生涯学習施設の利用情報や施設の空室情報、また市内で活動する生涯学習団体に関する情報や、講師の紹介、生涯学習イベントの情報などを提供している。

<http://www1.city.asahikawa.hokkaido.jp/files/syougaiakusyu/info/index.html>

(2)読書活動推進体制の整備

ア 「旭川市子ども読書活動推進調整会議」¹⁾において、各年次の実施計画を策定し、その実施を推進するとともに、実績評価を行うなどさらに活動を充実させていきます。

市民やボランティア団体等との連携・協働を進めるために、関係者間の情報収集・交換等を活発化し、子どもの読書活動の円滑な展開を推進します。

イ 「旭川市図書館子ども読書活動推進ボランティアネットワーク」²⁾の活動を支援して、各ボランティア団体間の連携・情報交換等を推進するよう努めます。

ウ 子どもの読書にかかわる人材を育成し、資質を向上させるとともに、子どもの本や読書案内などに関する知識と技術をもつスタッフの配置を進め、持続的で効果的な読書活動の推進に取り組めるよう努めます。

(3)財政上の措置

ア 本計画に掲げられた各種施策を実施するために、市を始めとする関係機関や団体等は、その役割に応じて必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

イ 本計画の推進のため、役割に応じて必要な財政上の措置を講ずるよう、国・道への働きかけを行います。

6 計画の期間

平成22(2010)年度から平成26(2014)年度までの概ね5年間とします。



1) 旭川市子ども読書活動推進調整会議

子ども読書活動の推進に向け連携・協力するための、市関係部局からなる全庁的な調整組織。

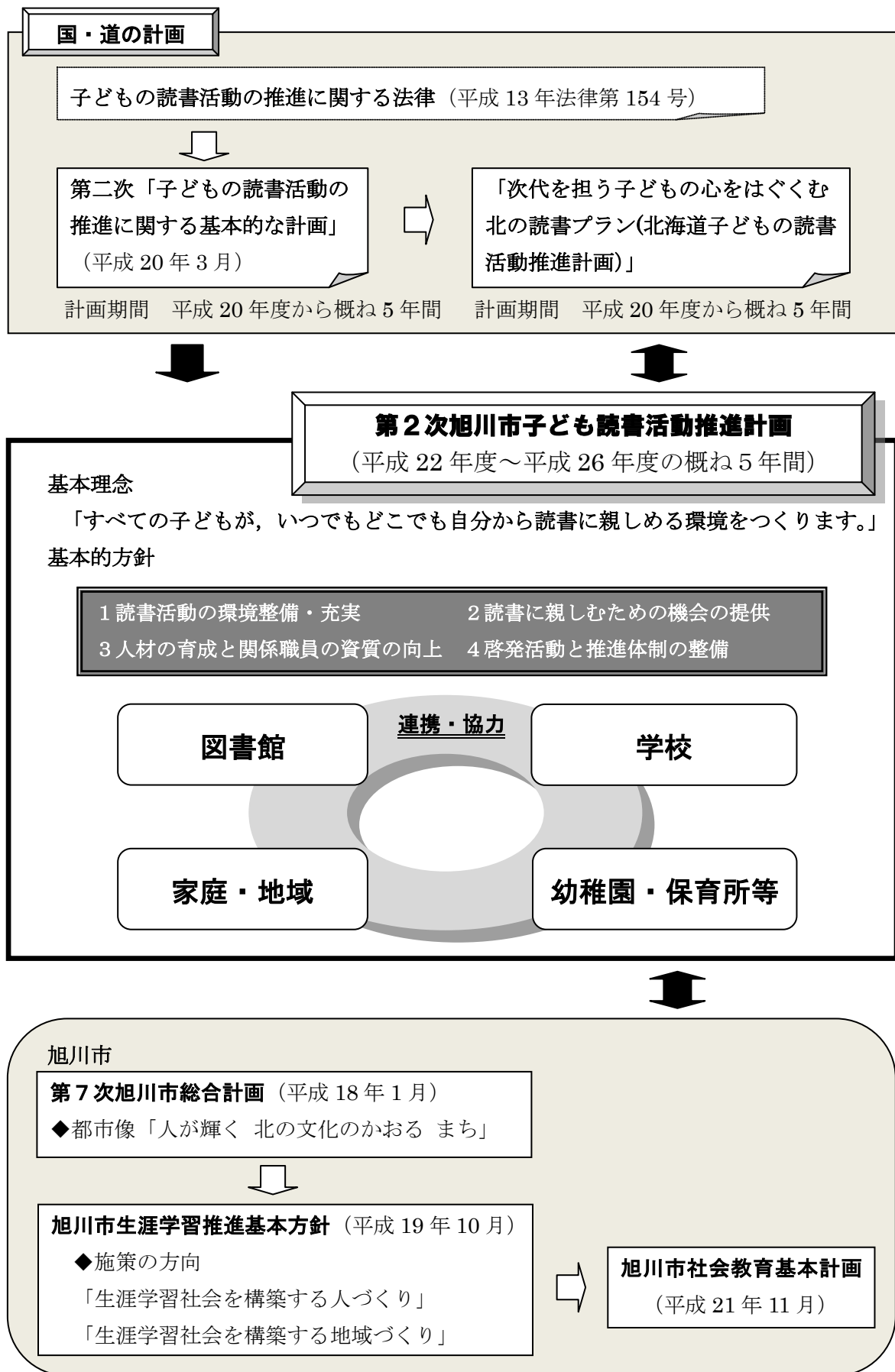
【構成】 社会教育部 社会教育課 公民館事業課 中央図書館
学校教育部 教育政策課 学務課 教育指導課
福祉保険部 障害福祉課
子育て支援部 子育て支援課 こども育成課 子育て相談課

(平成22年3月現在)

2) 旭川市図書館子ども読書活動推進ボランティアネットワーク

子どもの読書活動の推進を図り、子どもの健やかな成長に資するための組織。子ども読書活動推進のための事業等への協力、団体相互の連携、情報交換、読書環境の整備などにかかわる。旭川市図書館ボランティアに登録された団体のうち、主として子どもの読書活動の推進にかかわり、旭川市図書館等において主体的に活動する団体により構成。

7 本計画の位置付け—旭川市子ども読書活動推進計画構想図



第2章 子ども読書活動推進のための具体的取組



第2章 子ども読書活動推進のための具体的取組

1 図書館における読書活動の取組

(1)第1次計画の成果

ア 環境の整備

図書館施設の整備については、平成19年10月に4館目の地区図書館である神楽図書館が開館し、中央図書館のほかに4つの地区図書館、10分室、2台の自動車文庫¹⁾、地域図書コーナー²⁾1か所による図書館システム³⁾が形成されました。

図書館以外の施設においては、団体貸出制度や地域文庫貸出制度⁴⁾の利用による、学級文庫の設置や子ども文庫の開設が行われています。平成21年度には『あさひかわ子ども文庫マップ』を作成し、図書館施設以外で身近に本に親しめる場所である子ども文庫の紹介をしました。

平成18年3月より、インターネットによる予約⁵⁾の受付を開始し、夜間や休館日にも蔵書の検索・予約が可能となりました。また平成19年度より、中央図書館において元日以外の全祝日を開館し、図書館を利用しやすい環境整備が進んでいます。

1) 自動車文庫 (BM=Book Mobile)

図書館施設の十分でない地域に対して、自動車などの輸送手段を用い、主として貸出用図書を積み込み、司書を同乗させて定期的に巡回する。移動する「分館」としての機能を果たす図書館サービス。機動力を生かし、遠隔地の住民へのサービスを担って利用者の近くへ出張してそこで貸出しを行う。旭川市では、現在2台の自動車文庫が、市内56ステーションを月1回巡回し貸出しを行っている。

2) 地域図書コーナー

地区会館の一室を借りて週1回、午後から開室する。開室日には中央図書館から職員が出向いて図書館サービス（主に児童書の貸出し）を行う。

3) 図書館システム

一つの自治体が設置する複数の図書館施設が、図書その他の資料の利用または情報の入手に関する住民の要求を満たすため有機的に結ばれた組織。

4) 団体貸出制度や地域文庫貸出制度

図書館が家庭文庫や学級文庫・地域文庫などの活動を支援する目的で、市内の団体やグループなどに対し図書館資料をまとめて長期間貸出しする制度。

5) インターネットによる予約

自宅などに居ながら、図書館のホームページで図書館資料を検索し、利用の申込み（予約）をすることができるシステム。希望の資料が用意できると、図書館からEメールで連絡が届く。

イ 資料・児童サービスの充実

図書資料購入費については、財政状況が厳しい中であっても、予算を有効に利用し、子どもに魅力ある本を提供するための選書に努めました。

各館で毎週定期的実施している、絵本の読み聞かせ¹⁾などを行う「おたのしみ会」のほかにも、「子ども読書の日」²⁾の「市内図書館一斉読み聞かせ」や夏・冬休みの「子ども映画会」、また「図書館まつり」³⁾等において子どもと本を結ぶ多数の行事を企画、開催しました。

子どもたちが図書館を身近に感じて活用できるよう、学校からの総合的な学習の時間⁴⁾における活用や調べ学習⁵⁾、職場体験などの申込みの積極的な受入れに努めました。

ウ 情報の発信

平成20年度には、旭川市図書館ホームページに「こどもページ」を開設しました。<http://www.lib.city.asahikawa.hokkaido.jp/kids/>

平成21年度には小学校新1年生全員に図書館の利用案内を配布し、希望者には学校を通じて利用カードの発行を行い、図書館との出会いの機会をつくりました。

幼児向けブックリスト「たのしい絵本のせかい」の改訂作業を進めており、従来の内容に加え赤ちゃん向け絵本の紹介を充実させる予定です。

保護者をはじめとする大人に対しては、乳幼児健康相談等の会場で利用案内や絵本リストの配布を行ったほか、各図書館で読書講演会や絵本講座等を開催し、自ら読書を楽しみ、かつ幼い頃からの読書の大切さを理解し取組めるよう働きかけました。

1) 読み聞かせ

本を見せながら読んで聞かせること。親が子に、あるいは図書館員や保育士、教師が子ども一人ひとりに、または、小グループに対して行う。読み聞かせは、その子どもの本来の能力を引き出し、将来とも本を友とする習慣づけをする第一歩として欠かせないもの。

2) 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」が平成13年12月に公布・施行され、これに伴い4月23日を「子ども読書の日」とすることが法律で定められた。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるために設けられたもの。

3) 図書館まつり

毎年11月3日(文化の日)に、中央図書館を会場としてボランティア団体で構成する実行委員会により開催。図書館内をイベント会場として、図書館の活動の紹介や子どものための読み聞かせ、おはなし会、コンサートなど、子どもから大人まで一日図書館を楽しんでもらう行事。館内見学の図書館発見ツアー、お仕事体験など、子どもたちに図書館を紹介する企画もある。

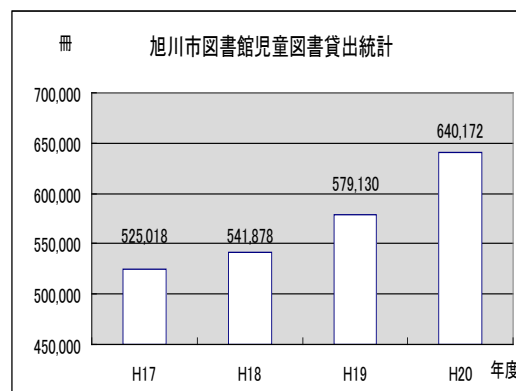
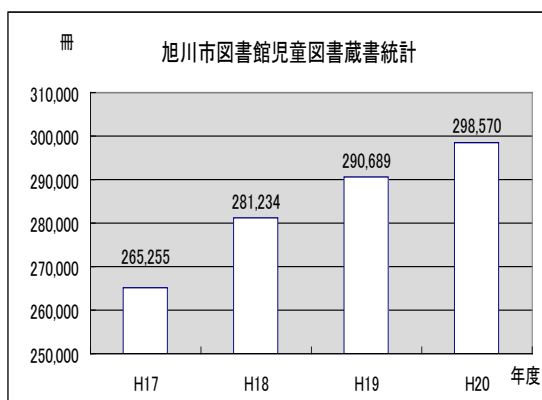
4) 総合的な学習の時間

教科の枠や領域を越え、横断的総合的に学習活動を行う時間。学習活動の展開にあたっては、地域や学校、児童生徒の実態等に応じて、多様な学習形態や組織形態で、特色ある活動を創意工夫していくという観点が出され、児童生徒自らの興味や関心に基づいて従来の教科で得た知識や技能を相互に関連付け、機能させていくことをねらいとしている。

5) 調べ学習

自分の持っている課題、知りたいこと、興味を持ったことについて、図書や実験、観察、実地見学などの多様な方法で調べ、まとめ、発表すること。

《図書館における第1次推進計画の成果》



エ 障害のある子どもへのサービス

盲学校・聾学校・養護学校からの、児童生徒の図書館見学や体験学習を受入れました。盲学校・聾学校へボランティアを派遣しての読み聞かせも実施しました。

平成20年度から、ボランティア団体の立ち上げにより、障害のある子どもや乳幼児にもやさしい布の絵本¹⁾の製作を開始し、活用を始めました。

オ その他

「絵本の読み聞かせボランティア養成講座」²⁾を開催し、新しい人材を育てるとともに、従来から活動をしているボランティアに対しては「ステップアップ研修会」³⁾を企画して技術を向上させました。

平成18年度に「旭川市図書館子ども読書活動推進ボランティアネットワーク」を設立し、ボランティア団体間の連携や子ども読書活動推進事業への協力体制を整備しました。

幼稚園教諭・保育士向けの絵本講座を企画し、幼児の毎日の生活にかかわる立場にある大人の学習機会を提供しました。

1) 布の絵本

布などを使って制作された絵本。アップリケなどの手法を使い、絵画的表現や実物に似た立体表現を作り出す絵本。布を土台として、ひも、ボタン、スナップ、マジックテープ等、日常身近に使われる材料を使用して、結んだりほどいたり、留めたりはずしたり、はがしたりくっつけたりできるように工夫されている。

2) 絵本の読み聞かせボランティア養成講座

図書館が毎年開催し、市内で絵本の読み聞かせボランティアの活動を継続的に取組んでくれる参加者を対象に、読み聞かせの仕方、絵本の選び方などの講義や実習を行う講座。

3) ステップアップ研修会

図書館が毎年開催する読み聞かせボランティア向けの講座。旭川市図書館子ども読書活動推進ボランティアネットワークに所属する団体を対象に、個人のスキルアップ、ボランティア活動の活性化を目指して開催。読み聞かせや手あそびなど、実践に役立つ講義や実演の講習。

学校図書館補助員¹⁾・司書教諭²⁾を対象とした研修に講師を派遣し、図書館の利用や協力体制などの情報交換を行いました。

学校図書館補助員が配置されている旭川市内の小・中学校図書館に対して、授業等で必要な資料の貸出し申込みをファクシミリで受け付ける「学校図書館支援資料貸出」の試行を始めました。

(2)課題

ア 環境の整備

(ア) 図書館施設の整備・拡充

施設・設備については徐々に充実してきていますが、「幼稚園・保育所等の保護者に対する読書アンケート調査」³⁾によれば、市の図書館を利用しないと答えた保護者の20.4%が「市の図書館が遠いから」と回答しており、サービスポイントの増設により、子どもたちがさらに身近に本に親しめる環境を整える必要があります。また、自動車文庫の、従来のステーションでの貸出しのほか、さらに効果的な利用法を企画する必要があります。

(イ) 団体貸出制度の利用拡充

子どもたちにとってより身近に本に親しめる環境を整えるためにも、団体貸出制度の利用拡充を進める必要があります。

(ウ) 必要資料の整備と購入費の確保

調べ学習に必要な資料や現代の子どもたちのニーズに応える魅力的な蔵書のために、資料購入費を確保する必要があります。

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 子どもと本を結ぶ各種行事の開催

読書離れの傾向の進む中・高校生向けに、ヤングアダルト⁴⁾を対象とした事業を充実させる必要があります。

小・中学生向けのブックリストを新たに作成し、また高校生向けのブックリストは改訂版を作成する必要があります。

1) 学校図書館補助員

旭川市立小・中学校の学校図書館の運営補助にあたる非常勤嘱託職員。司書教諭等を補助し児童生徒の読書活動を支援する。

2) 司書教諭

学校図書館の専門的業務をつかさどる有資格の職員で、教員であることが前提とされる。学校教育の重要な一部分を担い、12学級以上の学校では、司書教諭を置かなければならない。

3) 「幼稚園・保育所等の保護者に対する読書アンケート調査」

旭川市内の幼稚園・保育所に通園する児童の保護者を対象に、読書についてのアンケートを平成21年5月に抽出調査で実施。幼稚園（5か所528名に配布、回収率69%）保育所（6か所539名に配布、回収率49%）

4) ヤングアダルト

主に10代の読者あるいは利用者を、児童と成人の中間に位置し独特の配慮を要する利用者層として図書館界・出版界で意識して呼称するときに使う用語。

(イ) 障害のある子どもも参加できる事業の実施

障害のある子どもも参加できる事業を実施し、また図書館に来られない子どもたちのために、出張読み聞かせや団体貸出制度による読書の機会を提供する必要があります。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 子ども読書ボランティアの養成と技術の向上

今後、子どもの読書活動を進めていくには、ボランティアの協力は欠かせないものであり、個人の養成はもとより団体への協力や援助、情報の提供を通じて、継続的に資質を向上させていく必要があります。

また、障害のある子どもへのサービスを進めるに当たっての知識を得るために、関係する人材への学習の機会を設ける必要があります。

(イ) 専門職員養成の環境整備

児童サービス¹⁾ 専門職員の配置、子どもと本の両方に関する知識を有する司書²⁾ を養成するため、各種研修に参加する環境を整備する必要があります。

エ 情報の提供

(ア) 保護者に向けての情報提供

「幼稚園・保育所等の保護者に対する読書アンケート調査」からは、図書館を利用しない保護者の10.8%が市の図書館の場所が分からない、また34.1%が図書館でおはなし会があることを知らないと答えており、保護者に向けて図書館のPR、子ども読書活動の意義や本人の読書に関する啓発活動を行う必要があります。

(3)第2次計画の取組

ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 図書館施設の整備・拡充

子どもたちがさらに身近に本に親しめるよう、環境整備を進めていくとともに、図書館のみならず他施設での児童書コーナーの支援を行います。また、障害のある子どもも利用しやすい読書環境の整備を行います。

(イ) 団体貸出制度の利用拡充

団体貸出制度のさらなる周知を進め、受渡し方法を工夫するなど利便性を高め、地域における読書環境の整備を進めます。

1) 児童サービス

子どもに対する図書館サービス。子どもと本の世界を結びつけ、本を読む喜びや楽しみを伝える大切な活動。図書館内だけでなく、地域の各機関とも連携して展開される。

2) 司書

図書館に固有の専門的業務（管理・運営、資料の収集、整理、保管、閲覧、貸出、レファレンスなど）に従事する職員。

(ウ) 必要資料の整備と購入費の確保

総合的な学習の時間における活用や調べ学習等、子どもの読書に必要な資料の整備と、いつも新鮮で魅力ある蔵書構成のための資料購入費の確保に努めます。読書離れの傾向にある中・高校生向けのヤングアダルト図書、障害のある子どものためのさわる絵本¹⁾や録音図書²⁾の充実に努めます。

■数値目標	基準年度 (H20)	目標年度 (H26)
・児童図書冊数	298,570 冊	340,570 冊
・児童図書貸出冊数	640,172 冊	698,000 冊
・児童(12歳以下)1人当たり貸出冊数	17.5 冊	19.4 冊

(エ) 外部団体への協力支援

学校図書館との連携・協力を密にし、また子ども文庫への支援や幼稚園・保育所等への協力支援に努めます。

(オ) 図書資料の有効活用

学校図書館等に、市民からの寄贈図書やリサイクル図書の活用を働きかけ、資源の有効活用に努めます。



1) さわる絵本

視覚障害児のために、布・ビニールや毛皮などの素材により、実物に似た形に切り抜いたものを貼り付け、触覚によって鑑賞させることを目的に作られた絵本。ボランティアが一冊ずつ手作りで、様々な工夫を凝らして作成している。

2) 録音図書

墨字図書(点字図書である場合もある)をカセットテープによるアナログ形式、またはデジタル形式(DAISY・デージー)で録音したもの。主として視覚障害者向けの図書資料であり、利用者の希望図書や図書館で選択した図書を録音する。旭川市ではボランティアにより制作されている。

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 子どもと本を結ぶ各種行事の開催

読み聞かせ、ブックトーク¹⁾、紙芝居、人形劇等、子どもと本を結ぶ行事を開催します。

また、子ども読書週間²⁾や図書館まつりにおいて、読書推進行事を行います。中・高校生を対象にした、読書の楽しさを伝える行事などを企画、開催します。市内の各大学等と連携して、中・高校生を対象にした公開講座を定期的に企画、開催します。

図書館発見ツアー・お仕事体験などを通して、図書館活用法などを伝えるとともに、本の世界・読書に興味を持ってもらうよう努めます。

(イ) 大人向けの読書推進行事の実施

読書講演会、読み聞かせ講座等、大人が自ら読書に親しみ、子どもを読書に導くきっかけとなるような各種行事を実施します。

(ウ) 学校単位での図書館利用の受入れ

学校からの総合的な学習の時間における活用や調べ学習、職場体験や実習の希望を積極的に受入れ、子どもが図書館を身近に感じ上手に利用できるような機会を提供します。

(エ) 障害のある子どもも参加できる事業の実施

障害のある子どもたちも参加しやすい事業を企画します。特別支援学級³⁾や院内学級⁴⁾、盲学校・聾学校・養護学校等の施設への出張読み聞かせを行います。絵本・図書の団体貸出や配送を行います。障害のある子どもの保護者に、読書の楽しさを紹介する機会を設定します。

1) ブックトーク

グループを対象として数冊の本を紹介すること。特定のテーマに添って、本の簡単な内容や著者の略歴などを紹介する。読書の領域を拡大し、新しい分野に興味と関心を引き起こす読書への動機付けとして効果がある。児童を対象とする図書館業務として、本と子どもを結び付ける重要な仕事。

2) 子ども読書週間

「子ども読書の日」である4月23日（ユネスコが制定した「世界本の日」）から、5月5日のこどもの日を含む5月12日までの3週間。子どもの読書活動の重要性を訴え一般の関心を高めるための行事を全国的に行う。

3) 特別支援学級

小学校、中学校、高等学校および中等教育学校に、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のために置かれる学級。学級定員は8人で、全ての学校に特別支援学級が設置されているわけではない。

4) 院内学級

子どもたちが入院中に教育を受ける機会を提供される教室で、6ヵ月以上の入院、もしくは生活規制が必要な子どもや病弱児が主な対象。地方の基幹病院などに入院中の子どものために、教師が派遣されて教育的な支援に当たっている。院内学級には、法的な規定が存在しない。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 子ども読書ボランティアの養成と技術の向上

「絵本の読み聞かせボランティア養成講座」を開催し、新しい人材を育てるとともに、活動中のボランティア向けの「ステップアップ研修会」を開催し技術の向上に努めます。

■数値目標	基準年度 (H20)	目標年度 (H26)
(子ども読書関係)		
・ボランティア人数	213 人	340 人
・ボランティアの行事参加人数	1,119 人	1,700 人

(イ) 専門職員による相談体制の確立

児童サービス専門職員¹⁾を置くことにより、子どもの読書相談²⁾、レファレンス³⁾に迅速に対応でき、求められる情報を的確に手渡すことのできる体制を整備します。

(ウ) 専門職員養成の環境整備

子どもと、子どもの本の両方に関する専門的知識を有する職員を養成するための環境を整備します。職員が障害のある子どもに関する知識を持てる機会をつくれます。

(エ) 各種研修への参加

子どもの読書活動を専門的に支援するために、関連する各種研修への積極的な参加に努めます。

■数値目標	基準年度 (H20)	目標年度 (H26)
・旭川市図書館の正規職員に占める 司書比率	35 %	50 %

1) 児童サービス専門職員

児童サービスを担当する司書。子どもと本を結びつけ、子どもに読書の楽しさを伝える大切な役割をもつ。子どもの情報へのアクセスを保障し、子どもが資料を選ぶことができるように手助けする。

2) 読書相談

図書館の利用者が、自ら読む図書を選択に迷っているとき、図書館員がその相談に応じること。図書館における読書相談は、常に図書館の資料提供（貸出し）の一環として行われる。

3) レファレンス

参考業務のこと。図書館利用者が学習・研究・調査等のために必要な資料や情報を求めた場合に、図書館員が図書館の資料と機能を活用して資料の検索を援助し、資料を提供し、あるいは回答を与えるなど、利用者と資料とを結び付ける業務。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 小学校新1年生への図書館利用カードの一斉交付

旭川市内の小学校に入学する新1年生全員に図書館の利用案内を配布し、希望する児童には、学校ごとに申込みを取りまとめて、図書館利用カードを交付します。

■数値目標	基準年度 (H20)	目標年度 (H26)
・子ども (18歳以下) の登録率	62 %	68 %

(イ) 図書館だよりなどのお知らせの配布

子ども向けに、新着図書情報や図書館活用法などを紹介したおたよりを作成して配布し、図書館利用の手引きとしても活用してもらいます。

(ウ) ブックリストの作成・配布

赤ちゃん・幼児向け絵本リスト『たのしい絵本のせかい』の改訂版発行、小学生向け学年別ブックリストの編集・発行や、中・高校生の参加によるヤングアダルト向けブックリストの編集・発行に取り組めます。

(エ) 子ども向けホームページによる情報発信

図書館ホームページの「こどもページ」を定期的に更新し、行事のお知らせや新着図書の紹介、利用案内など、新鮮な情報を発信するよう努めます。

(オ) 保護者に対する啓発

子どもの読書を進めるためには、保護者や日頃から子どもの周りにいる大人が本に親しむ姿を見せることも大切です。保護者等に対して、子どもの読書活動の意義を周知するとともに、保護者本人への読書に対する啓発を行います。親子で読み聞かせや読書を楽しむ行事も開催します。

(カ) ボランティアネットワークの整備

「旭川市図書館子ども読書活動推進ボランティアネットワーク」をさらに整備し、関係団体相互の情報交換や連携強化に努めます。また、読み聞かせ等の要請に応じて、登録ボランティアを紹介・派遣する体制を整えます。



あさひかわしちゅうおうとしょかん

え・もじ 堀川 真

2 家庭・地域における読書活動の取組

(1)第1次計画の成果

ア 環境の整備

公民館の読書に関する事業では、図書館との連携により関連図書の特設コーナーを設置し、事業の集客数と図書の貸出しを伸ばしました。

乳幼児健康診査会場に絵本を配置し、乳幼児と保護者が身近に本と触れ合う機会をつくりました。

社会教育課では、家庭教育学習団体の学習テーマの一つに、読み聞かせや家庭での読書の必要性を取り上げ、取組を支援しています。

イ 地域の活動への参加

地域子育て支援センター¹⁾において、読書活動を通して百寿大学との交流事業を行い、世代間交流を進めました。

ウ 情報の入手

家庭で子どもの本を選ぶ上で参考になるブックリスト²⁾やパンフレットを図書館で作成し、配布しました。図書館のホームページ、生涯学習情報提供システム等から、子ども読書に関する情報を提供しました。

エ 読書活動推進事業

子どもの読書習慣を形成する上で、家庭の役割は重要であることから、図書館や公民館、児童館・児童センター³⁾、地域子育て支援センター等で妊婦や各年齢層の保護者を対象に「絵本の読み聞かせ講座」や、「読書に関する講演会」等を実施し参加を呼びかけました。

子どもに対しては、各施設で定期的に読み聞かせや絵本の紹介を行い、また紙芝居や人形劇等の子どもと本を結ぶ行事を実施しました。地域子育て支援センターの園開放においては、障害のある子どもも参加できる事業を実施しました。

1) 地域子育て支援センター

地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭の支援活動の企画、調整、実施を担当する職員を配置し、子育て家庭等に対する育児不安等についての指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とする。

2) ブックリスト

ある目的をもって本を紹介するためのリストで、「楽しく読む」、「読書の幅を広げる」など読書案内に用いる。

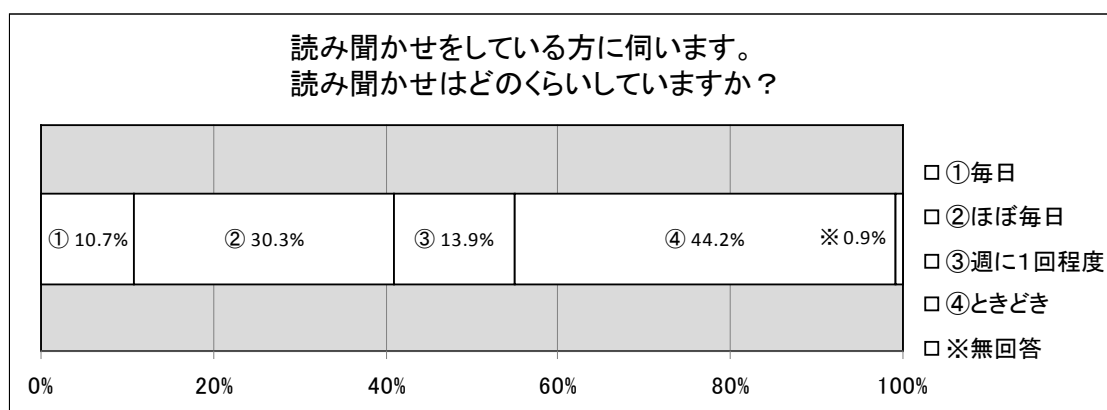
3) 児童館・児童センター

地域社会における児童のレクリエーションセンターとして、児童に健全で楽しい遊びを与え、健康を増進し情操を豊かにするために、児童福祉法に基づいて設置している児童厚生施設。

オ 読書の啓発活動

親学入門講座実施時に絵本を展示し紹介しました。また、乳幼児健康相談会場において、保護者に絵本の読み聞かせの重要性や、読み聞かせに適した絵本のリストなどの資料を配布するなど、家庭における読書活動が推進されるよう、啓発に努めました。

「幼稚園・保育所等の保護者に対する読書アンケート調査」によれば、回答数の90.6%の家庭で子どもに読み聞かせを行っていて、その内41.0%がほぼ毎日実施していると回答しており、家庭での読み聞かせが定着してきていると考えられます。



「幼稚園・保育所等の保護者に対する読書アンケート調査」より

(2)課題

ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 図書館の団体貸出制度を利用して、児童館等における図書コーナーを設置するなど、子どもや保護者がさらに身近に本に親しめる環境を整備していく必要があります。

イ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 読書活動を通じた世代間の交流や、障害のある子どもも参加できる事業の実施に取り組む必要があるため、関係する人材の学習の機会を設ける必要があります。

ウ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 家庭での読み聞かせや、親子で読書を楽しむ習慣づくりを推進するため関係機関・関連団体等との連携を深め、学習プログラムや学習メニューの検討を進めるとともに、啓発活動や読書に関する事業の広報活動をさらに進める必要があります。

(イ) 生涯学習情報提供システムや各施設ホームページ等を有効に使い、関係機関・関連団体やPTA、市民が情報を入手しやすくなるよう工夫する必要があります。

(ウ) 子どもの読書にかかわる学習団体の活動を援助するため、関係団体が連携し合って学習プログラムや学習メニューを実施し活動の場を提供していく必要があります。

(3)第2次計画の取組

ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 各施設の読書環境の整備

児童館・児童センター・地域子育て支援センター等における図書コーナーの蔵書を、図書館の団体貸出制度の利用等によって充実させ、身近な場所で子どもや保護者が一緒に読書を楽しめる環境となるように整備します。

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 家庭における読書活動の奨励

子どもが様々な本を手にとることができるように、図書館や分室、児童館・児童センターの図書コーナーの利用を促します。また、子どもが楽しんで参加できる読書関連行事への参加を奨励します。

大人を対象にした、子どもの本についての知識を深めるための講演会や講座等への参加を積極的に呼びかけるとともに、大人自身も家庭での読書を楽しむことができるようなきっかけづくりに努めます。

(イ) 各施設における読書活動の推進

幼児とその保護者が集まる施設において、読み聞かせや絵本の紹介、世代間の交流事業、妊婦や各年齢層の子どもの保護者を対象にした読み聞かせ講座、障害のある子どもたちも参加できる催しを行います。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 職員養成の環境整備

子どもと、子どもの本の両方に関する知識を有する職員を養成するため、各種研修に参加する環境を整備します。

(イ) 市民団体への研修機会の提供

子どもにかかわるボランティアや読書団体向けの研修プログラムの企画・広報に努め自主的な学習の機会を奨励し、また実践の場の提供を行います。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 家庭における読書の啓発活動

生涯学習情報提供システムや各施設ホームページ等を有効に使い、家庭でも容易に情報を収集できるよう努めます。

また、子どもの読書活動を支える大人の読書に対する意識を高めるよう啓発を行います。

(イ) 各施設における読書の啓発活動

子どもにかかわる各施設において、チラシやパンフレット、広報誌を活用し読書関連事業に関する情報を提供します。ブックリスト等により、成長に応じた読書情報の収集を援助します。

3 幼稚園・保育所等における読書活動の取組

(1)第1次計画の成果

ア 環境の整備

(ア) 各施設環境に合わせて、図書スペース(園文庫)を工夫し環境を整えました。(テーブル・ソファ・カーペット・壁画の構成等の工夫)

「幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート調査」¹⁾によれば、回答のあった120施設のうち105施設(87.5%)に図書室や図書コーナーがあり、園児の近くに本がある環境が整えられてきています。

(イ) 園文庫の本を貸出し(園により貸出日を設定)、家庭で読み聞かせができるようにしました。

「幼稚園・保育所等の保護者に対する読書アンケート調査」によれば、回答のあった627件中、568件(90.6%)で家庭において読み聞かせを実施していると答えています。

(ウ) 長期の休みの時にも貸出しを行いました。

「幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート調査」によれば、図書室や図書コーナーのある施設中、63施設(60.0%)で貸出しを実施しているという結果が得られています。

(エ) 図書スペースのほかに保育室の一角に読書コーナーを設置し、本に触れる場を設定しました。

(オ) 絵本購入に関しては、発達過程や年齢を考慮し、興味のある絵本を選びました。

イ 人材の育成

(ア) 各施設内で研修を行い、絵本の取組や、職員間の技術研鑽に努めています。また、図書館が行う幼稚園教諭・保育士を対象にした絵本研修会のほか、各種の絵本セミナー等に参加して、絵本に対する理解を深めました。

(イ) 保護者を中心に絵本の読み聞かせボランティアを募るなどの取組をしました。

(ウ) 保護者へ読み聞かせのポイントを話し、家庭でも応用できるよう努めました。

ウ 情報の提供

(ア) 園文庫のリストを作成し、貸出しの利用状況を把握し、子どもたちの好きな絵本や新しく購入した絵本の紹介をしました。(本の紹介コーナーの工夫)

(イ) 各施設での絵本の取組や各クラスの絵本の活用については、おたよりやクラスだよりを配布し、情報の提供に努めました。

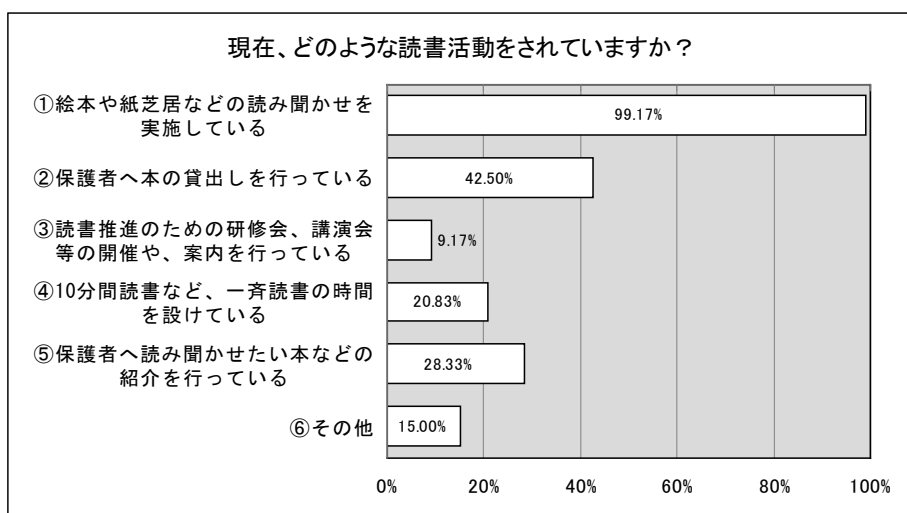
1) 「幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート調査」

旭川市内の幼稚園・保育所を対象に、各施設における読み聞かせ等の実施状況についてのアンケートを平成21年5月に実施。幼稚園(31施設に配布,回収率100%)保育所(95施設に配布,回収率94%)

エ 読書活動の推進

(ア) 各施設では、子どもの発達過程に即して絵本等の読み聞かせのほか、様々な取組を行いました。

「幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート調査」によれば、ほぼすべての施設で、絵本の読み聞かせを毎日実施しており、園児が絵本に触れる機会は整ってきていると考えられます。



「幼稚園・保育所等の施設を対象としたアンケート調査」より

(2)課題

ア 環境の整備

(ア) 本に親しむ雰囲気づくりの充実

絵本の部屋の配置や絵本コーナーの整備、絵本の修理や管理等の必要があります。

(イ) 園文庫の充実

「幼稚園・保育所等の施設を対象とした読書アンケート調査」から、図書室や図書コーナーのない施設が15か所(12.5%)あることから、図書館の団体貸出の利用奨励などの取組が必要です。

イ 人材の育成

(ア) 図書活動についての学びの場を設けるなど、他機関への支援を充実する必要があります。

(イ) 地域の人材を活用する必要があります。

ウ 情報の提供

(ア) 図書館による情報提供の充実

ボランティアの活用(保護者、地域の人々)に関する情報を提供する必要があります。

職員による読み聞かせのワンポイント講座などの取組を紹介する必要があります。

エ 読書活動の推進

- (ア) 楽しい活動ができるよう、本読みについてのルールをクラス（年齢の理解力に合わせ）で考えたり話し合う必要があります。
- (イ) 幼児の発達段階に合わせた言葉かけが重要となります。

(3)第2次計画の取組

ア 読書活動の環境整備・充実

- (ア) 図書スペースの充実
図書スペース(園文庫)を充実させ、親子でゆっくりと絵本選びができる空間(場所)を確保していきます。
- (イ) 読書コーナーの環境整備
季節に合わせて本を入替えたり、行事に関連する本を用意するなど、保育室の読書コーナーの環境を整備します。
- (ウ) 図書館の団体貸出制度の活用
図書館の団体貸出制度などを活用して園文庫の蔵書を補い、魅力ある環境を整えます。

イ 読書に親しむための機会の提供

- (ア) 家庭での読み聞かせの推進
子どもの絵本に対する興味や関心・反応等を保護者に伝え、保護者の協力のもとで、家庭での読み聞かせを推進していきます。
- (イ) 読み聞かせワンポイント講座などの開催
園以外でも読み聞かせに取組みやすいように、読み聞かせワンポイント講座や研修の機会を設けていきます。
- (ウ) 指人形・エプロンシアターなどの活用
指人形・エプロンシアター¹⁾・パネルシアター²⁾等いろいろな物を使って、おはなしの世界を広げていきます。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

- (ア) 各施設での研修への取組
絵本の重要性を再認識していくため、各施設での研修に職員全員で取り組みます。
- (イ) 各種研修会への積極的な参加
図書館で実施する絵本研修会のほか、各種の研修会に積極的に参加し職員の資質の向上に努めます。

1) エプロンシアター

エプロンを舞台にみたて、絵(または文字)を貼ったりはずしたりして展開するおはなし、歌あそび、ゲーム。

2) パネルシアター

パネルに布を貼った舞台に、絵(または文字)を貼ったりはずしたりして展開するおはなし、歌あそび、ゲーム。

(ウ) 読み聞かせ方法の工夫

おはなしの楽しさを伝えるために、導入・読み聞かせの方法等をさらに工夫していきます。

エ 啓発活動と推進体制の整備

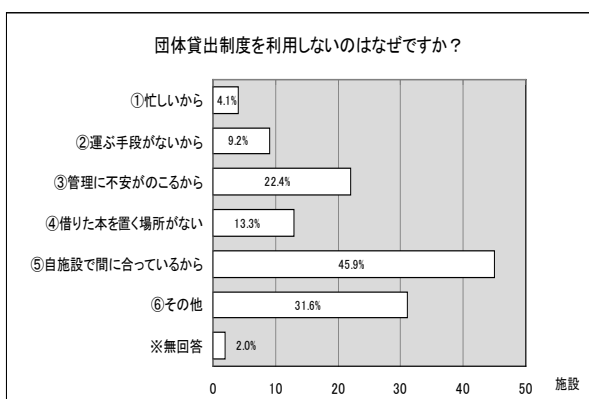
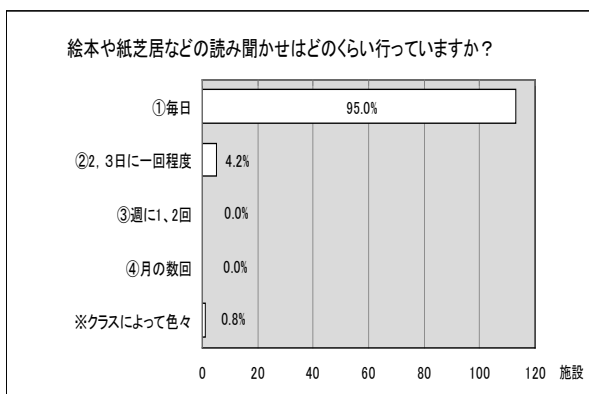
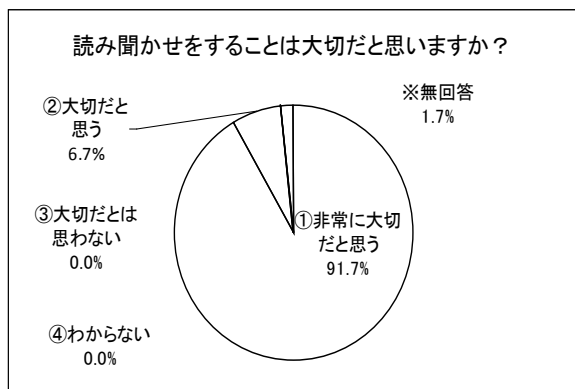
(ア) 図書館等の啓発行事のチラシ等の掲示

図書館等で行っている「おはなし会」や「講演会」等のチラシやパンフレットを目立つ所に展示して、保護者の関心を促します。

(イ) 参観日やおたより等での情報提供

参観日やおたより等で、読み聞かせのワンポイント指導や絵本を買うときのミニミニ情報等の掲載等を行うなど、情報提供を充実させます。

《「幼稚園・保育所等の施設を対象としたアンケート調査」より》



4 学校における読書活動の取組

(1)第1次計画の成果

ア 環境の整備

平成17・18年度に実施した学校図書館活性化モデル事業を経て、平成19年度からは学校図書館活性化事業¹⁾を実施しています。本事業においては、平成21年度現在で小学校21校・中学校10校に学校図書館補助員を配置することで、学校図書館の機能を十分に発揮し、読書に適した環境づくりを行ってきました。

また、校内外の研修等を通じ、学校図書館の運営や司書教諭業務について理解を深めるとともに、司書教諭がその役割を十分に果たせるよう、教職員の協力体制の充実に努めてきました。

イ 資料の充実

旭川市の小・中学校における学校図書館図書整備状況は、文部科学省が示す学校図書館図書標準²⁾に対する達成率において、平成16年度末の小学校約94.8%、中学校約91.9%、小・中学校合わせて約93.6%に対して、平成20年度末では小学校約94.5%、中学校約104.0%、小・中学校合わせて約98.4%となり、中学校では達成率100%を超えたところです。

ウ 読書活動の充実

各学校においては、学校図書館の運営や読書活動の展開に関する年間計画の作成に努めるとともに、児童生徒の読書意欲を向上させるため、児童生徒の実態や発達段階に応じて、「朝の読書」³⁾や読み聞かせなど様々な読書活動を工夫し取り組んできました。

各教科等においては、国語科における読書交流会⁴⁾等の多様な読書活動や特別活動における図書資料の活用など、学校図書館を積極的に利用した各教科等の授業づくりを展開しました。

1) 学校図書館活性化事業

学校図書館の活用を促進していくために必要な人的配置等を行うことにより、学校図書館の活性化を図り、児童生徒の読書活動を推進する事業。

2) 学校図書館図書標準

公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の目標として学級数に応じて設定した蔵書冊数の標準のこと。小学校で学級数が7～12の場合、 $[5,080 + 480 \times (\text{学級数} - 6)]$ 冊が標準となる。

3) 朝の読書

朝の十分間読書活動。始業前に10分間、児童生徒教職員全員が本を読む活動。1988年千葉県の高校教諭林公(はやしひろし)が提唱し、実践したのが始まり。(1)みんなでやる(2)毎日やる(3)好きな本だけでよい(4)ただ読むだけ、などを原則としている。

4) 読書交流会

子どもたちが自分が読んで感動した本などを紹介したり、テーマを持って取り組んだ読書活動の報告などをして、読書の楽しさを伝え合う活動。

また、総合的な学習の時間において、外国の文化や福祉の状況など児童生徒の興味・関心に基づく様々な対象について調べ学習を行い、児童生徒の主体的な読書態度の育成に努めました。

エ 情報化の推進

学校図書館における蔵書情報のデータベース化¹⁾については、各学校において順次着手しており、平成20年度末までに着手した学校のうち、70%を超える学校においてデータベース化を完了しています。

オ 指導力の向上

教職員を対象とした研修会においては、初任者研修や10年経験者研修等の中に読書活動の充実にかかわる内容を盛り込んでいます。

(2)課題

ア 環境の整備

学校図書館補助員については、早期の全校配置を目指し、今後も配置を拡充していく必要があります。

また、司書教諭については、12学級以上の学校に司書教諭が配置されましたが、専任での配置となっていないため、実態に合わせた定数配置を道に働きかけていきます。

イ 資料の充実

中学校全体においては、文部科学省が示す学校図書館図書標準の標準冊数に対する達成率が100%を超えたところですが、学校別の状況を比較すると学校間での達成率の格差が大きく、今後は標準冊数に対して蔵書冊数の少ない学校への学校図書館図書の重点整備等により、図書標準の標準冊数達成校の割合を増やしていき、全体的に蔵書を充実させていく必要があります。

ウ 読書活動の充実

読書は、児童生徒の知的活動を増進し、人間形成や情操を養う上で重要であり、児童生徒の望ましい読書習慣を形成させるため、発達の段階に応じた読書活動や学校図書館の計画的な利活用など、多様な指導を展開していく必要があります。

また、新しい学習指導要領においては、各教科等を通じて児童生徒の思考力・判断力・表現力等をはぐくむ観点から、児童生徒の言語活動を充実させることが重視されており、言語力の育成に資する読書活動や図書資料を活用する力を高める指導を工夫していく必要があります。

1) データベース化

学校図書館の蔵書について、書誌情報などのデータをコンピュータで処理できるようにする作業。

エ 情報化の推進

データベース化の未完了又は未実施の学校においては、着手するための人員が足りない等により作業が進んでいないため、早期に実施していく必要があります。

オ 指導力の向上

今後も研修等を継続することにより、学校における司書教諭の役割を明確にするなど読書指導を充実させていく必要があります。

(3)第2次計画の取組

ア 読書活動の環境整備・充実

(ア) 学校図書館の図書資料の充実

学校図書館の図書資料の計画的・重点的整備を進めることにより学校図書館図書標準の達成校の割合を増やし、児童生徒の多様な興味・関心に応える魅力ある図書資料の充実に努めます。

■数値目標	基準年度 (H20)	目標年度 (H26)
・学校図書館図書標準達成校 (小学校)	18/55 校(32.7%)	55/55 校(100.0%)
・学校図書館図書標準達成校 (中学校)	15/30 校(50.0%)	29/29 校(100.0%)

*中学校△1は、H20年度末で廃校による

(イ) 蔵書情報のデータベース化・学校図書館の情報化

学校図書館における蔵書を効果的に活用できるようにするために、蔵書情報のデータベース化や、公立図書館のインターネットからの検索など、コンピュータを活用した学校図書館の情報化を進めます。

(ウ) 学校図書館補助員の早期全配置

人的充実を進めることにより一層読書に適した環境をつくるため、学校図書館補助員が未配置の学校については、早期の配置を目指していきます。

■数値目標	基準年度 (H20)	目標年度 (H26)
・学校図書館補助員配置校 (小学校)	15/55 校(27.3%)	55/55 校(100.0%)
・学校図書館補助員配置校 (中学校)	8/30 校(26.7%)	29/29 校(100.0%)

*中学校△1は、H20年度末で廃校による

(エ) 公立図書館との連携強化

学校図書の充実のため、公立図書館を活用して公立図書館で使われなくなった図書を学校図書として再使用することを進めていきます。

イ 読書に親しむための機会の提供

(ア) 発達の段階に応じた読書活動の工夫

読み聞かせや本の紹介，児童会・生徒会を中心とした取組など，児童生徒の発達の段階に応じた読書活動を工夫します。

(イ) 全校一斉の読書活動の実施

「朝の読書」など全校一斉の読書活動を実施し，児童生徒の自主的，主体的な読書活動を推進します。

■数値目標	基準年度 (H20)	目標年度 (H26)
・「朝の読書」実施校 (小学校)	44/55 校(80.0%)	55/55 校(100.0%)
・「朝の読書」実施校 (中学校)	24/30 校(80.0%)	29/29 校(100.0%)

*中学校△1は，H20年度末で廃校による

(ウ) 学校図書館の計画的な利活用

言語に関する能力の育成を図るため，児童生徒の言語活動を充実するという観点から，各教科，特別活動，総合的な学習の時間において学校図書館を計画的に利用するとともに，「読書センター」¹⁾や「学習・情報センター」²⁾としての学校図書館の機能を活用した学習活動を展開します。

(エ) 読みを深める指導の充実

児童生徒の読解力を向上させるために，文学的文章だけでなく新聞や雑誌，パンフレットなど様々な分野の資料を幅広く活用したり，図書資料を比較しながら読み，自分の意見を論じたりするなど，読みを深める指導を充実させます。

ウ 人材の育成と関係職員の資質の向上

(ア) 指導力の向上

教職員を対象にした研修会等において，読書活動についての内容を盛り込み読書指導を充実していきます。

(イ) 司書教諭の役割の明確化

研修等を通じて，学校における司書教諭の役割を明確にし，読書活動や図書資料を活用する力を高める指導を工夫していきます。

1) 読書センター

学校図書館の機能の一つで，児童生徒の創造力を培い，学習に対する興味・関心等を呼び起こし，豊かな心をはぐくむ自由な読書活動や読書指導の場となること。

2) 学習・情報センター

学校図書館の機能の一つで，児童生徒の自発的・主体的な学習活動を支援するとともに，情報の収集・選択・活用能力を育成して，教育課程の展開に寄与すること。

(ウ) 学校図書館補助員の資質の向上

学校図書館補助員が学校図書館職員の一員として教職員と連携・協力し、読書活動を推進していく上で必要な技能・知識を向上させるため、学校図書館補助員に対する研修等を充実していきます。

エ 啓発活動と推進体制の整備

(ア) 関係団体との連携・協力

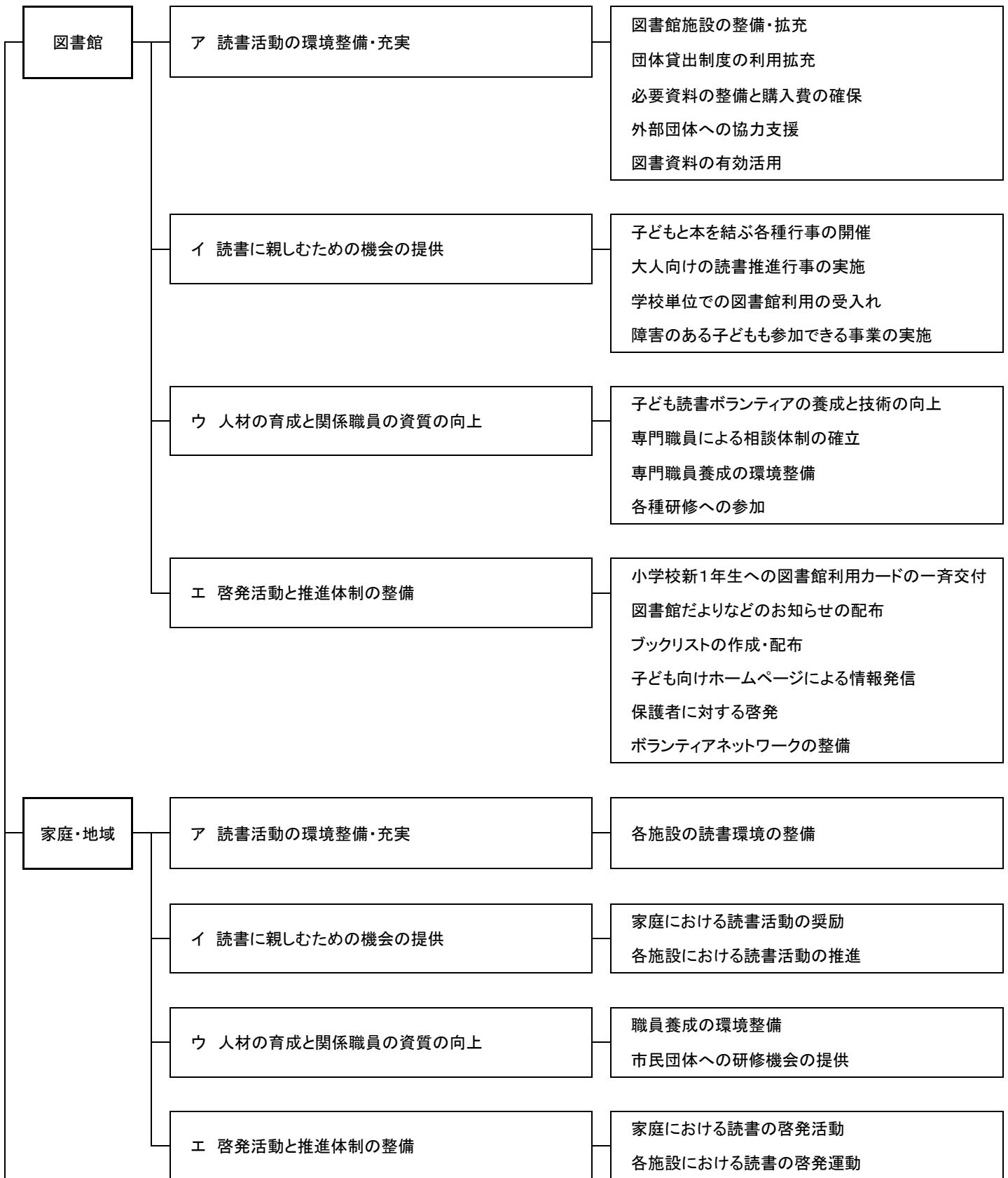
P T Aやボランティアとの連携など、家庭や地域との連携・協力による読書活動を進め、児童生徒の望ましい読書習慣を形成していきます。

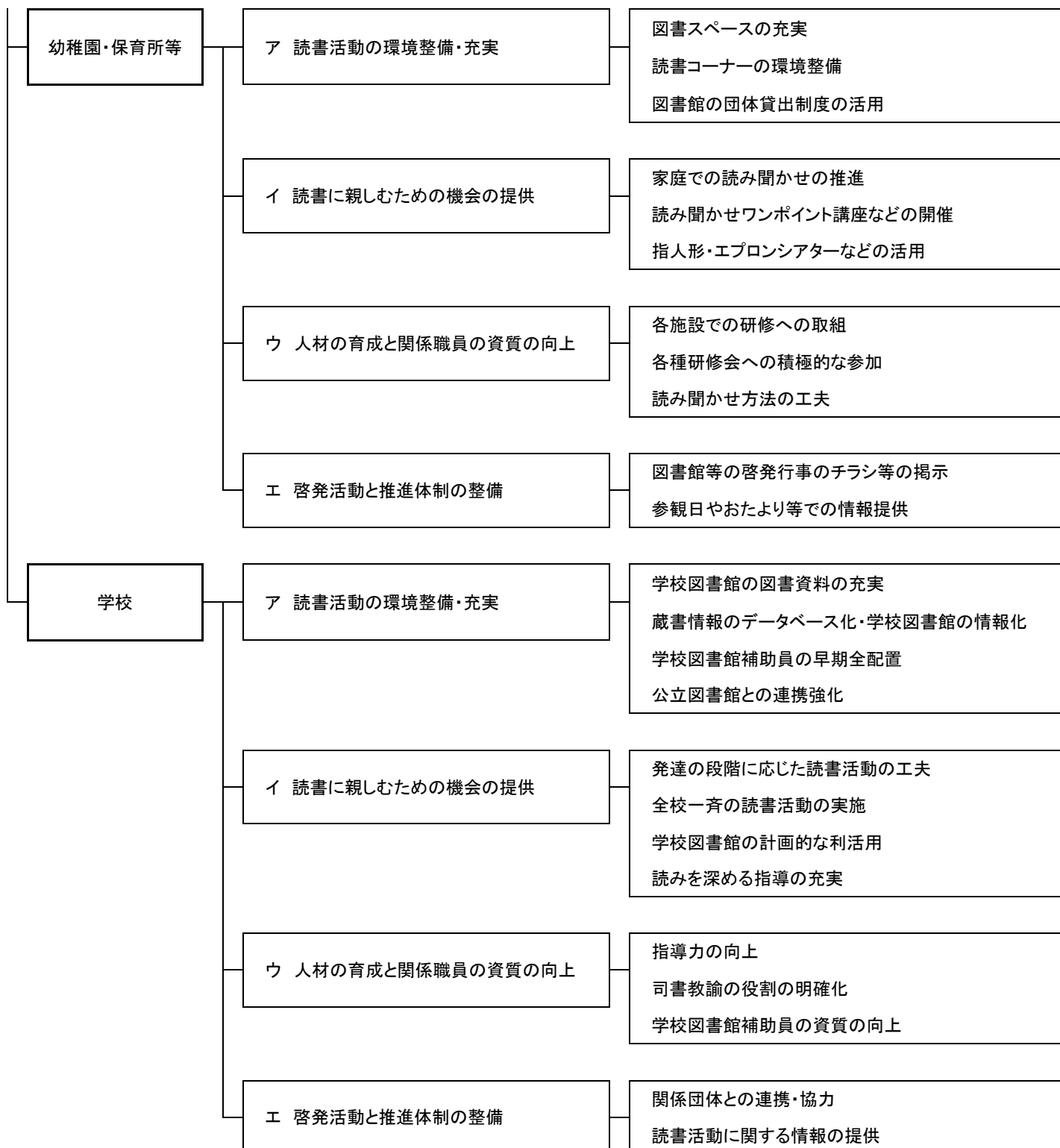
(イ) 読書活動に関する情報の提供

児童生徒の読書活動に関する学習機会をもつなど、保護者を対象とした情報の提供を行います。



子ども読書活動推進計画・取組一覧





子どもの読書活動の推進に関する法律

公布：平成13年12月12日法律第154号

施行：平成13年12月12日

（目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者の努力）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

（保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

（関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

ななかまど読書プラン

第2次旭川市子ども読書活動推進計画

編 集 旭川市教育委員会
(中央図書館)

住 所 旭川市常磐公園

電 話 0166-22-4174

F A X 0166-25-4793

平 成 2 2 年 3 月発行

